公的弁護制度について

第1 請求による選任制度

1 被疑者に選任請求権を与える事件の範囲

(1) 身柄拘束の有無による限定 身柄拘束されたものに限るものとする。

(2) 罪名による限定

死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件とする。ただし、改正法施行後、3年程度を経過するまでの間は、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件とする。

2 被疑者に対する弁護人の選任要件及び選任手続

被疑者が貧困により弁護人を選任することができないとき(以下「貧困要件」という。)又はその他の事由により弁護人を選任することができないとき(以下「その他要件」という。)であって、被疑者以外の者が選任した弁護人がないことを要件とする。

(1) 貧困要件

貧困要件については、資力に関する明確な基準を定めるものとし、被 疑者に属する現金、預金など容易に弁護報酬の支払に充てることが可能 な流動性のある資産の総額から、標準的と思われる弁護報酬の金額を支 払うことができるかどうかを基準とするものとする。

貧困要件の審査資料とするため、被疑者に資力申告書を作成・提出させるものとし、虚偽の資力申告書の提出に対し、罰則を設けるものとする。

(2) 私選弁護人選任申出の前置の要否 (その他要件の審査を含む)

貧困要件を満たさない者については、弁護士会を指定して弁護人選任の申出を行ったが、弁護人を選任できなかったことを弁護人選任の手続的要件とするものとする。

当該弁護士会から、弁護人の選任の依頼を受けたが、受任する弁護士がなかった旨を明らかにする書面が提出された場合又は選任の申出から相当の期間を経過したが、弁護人が選任されない場合、国選弁護人を選任するものとする。

3 関連問題(被告人に対する弁護人の選任要件及び選任手続)

任意的弁護事件における被告人に対する弁護人の選任について、被疑者の場合に準じ、選任要件及び選任手続を整備するものとする。

第2 職権による選任制度

被疑者が弁護人選任請求権を有する場合において、弁護人選任に関する 判断能力の不足を後見的に担保するため、職権による選任制度を設けるも のとする。

第3 弁護人の選任・解任及び選任の効力に関する事項

- 1 公的弁護制度下における被疑者に対する弁護人の選任時期 被疑者に対する弁護人の選任は、勾留段階からとする。
- 2 公的弁護制度下における弁護人の選任の効力の終期
- (1) 起訴(公判請求及び略式命令請求)された場合 選任の効力は維持されるものとする。
- (2) 起訴されずに釈放された場合 釈放された時、選任の効力は終了するものとする。
- (3) 家裁送致された場合 家裁送致された時、選任の効力は終了するものとする。
- 3 公的弁護制度下における弁護人の解任
 - (1) 解任権の主体

公訴提起前は裁判官とし、公訴提起後は裁判所又は裁判長とする。

(2) 解任事由

次の場合には、裁判官又は裁判所若しくは裁判長は、弁護人を解任することができるものとする。

- ア 被疑者・被告人が自ら弁護人を選任したことその他の理由により、 当該弁護人が必要でなくなったとき
- イ 心身の故障その他の理由により、当該弁護人が職務を行うことができず、又は困難となったとき
- ウ 被疑者・被告人と弁護人に利害相反が生じ、又は被疑者・被告人が 弁護人に暴行若しくは脅迫を加えたことその他の理由により、当該弁 護人に弁護を継続させることが不相当と認めるとき
- エ 弁護人がその任務に違反する重大な事由があって、当該弁護人に弁 護を継続させることが不相当と認めるとき

(3) 解任手続

解任に関する手続規定を設けるものとする。

4 選任できる人数

被疑者のため選任できる弁護人の人数については、原則として一人に限るが、裁判官は、一定の場合、職権で更に弁護人一人を選任することができるものとする。

5 選任の効力が及ぶ事件の範囲

(1) 別の被疑事実で身柄拘束された場合

新たに身柄拘束された被疑事実について弁護人となるには、当該事実 につき選任命令を得ることを要するものとする。

(2) 追起訴された場合

追起訴された事件については、弁護人が選任されている事件に当該追 起訴された事件が併合された場合、裁判所がこれと異なる決定をしたと きを除き、弁護人の選任の効力が及ぶものとする。

第4 弁護士の確保及び報酬の算定・支払

1 運営主体による弁護士の確保及び報酬の算定・支払

運営主体において、全国的に充実した弁護活動を提供しうる態勢を整備するため、契約により弁護士(常勤の者を含む。)を確保し、その中から、国選弁護人の候補を指名して裁判所に通知する業務を行うものとする。弁護報酬の算定・支払は、運営主体と弁護士との間の当該契約に基づき、運営主体が行うものとする。

2 報酬の基準の在り方

命令の定めるところに基づき、運営主体において報酬の基準を定め、主 務大臣の認可を受けるものとする。

主務大臣は、報酬の基準の認可に関し、財務大臣に協議しなければならないものとする。

第5 弁護費用の回収

1 弁護費用の回収の仕組み

現行どおり、裁判所が弁護費用も訴訟費用の一部として負担を命じ、検察官が徴収するものとする。

2 捜査段階の弁護費用の負担

(1) 起訴された場合

刑の言渡しがなされた場合、捜査段階の弁護費用は、資力に応じて被告人に負担させるものとする。刑の言渡しがなされなかった場合にも、被告人の責めに帰すべき事由によって生じた費用は、被告人に負担させることができるものとする。

(2) 起訴されなかった場合

被疑者の責めに帰すべき事由によって生じた費用は、被疑者に負担させることができるものとする。

(3) 少年事件の場合

被疑者が少年で、事件が家裁に送致され、検察官送致決定以外の決定 で終局した場合、非行事実が認定されたときは、捜査段階の弁護費用を 負担させることができるものとする。

(4) 告訴人等の費用負担

告訴、告発又は請求がなされた事件について起訴がなされなかった場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があったときは、その者に弁護費用を負担させることができるものとする。

3 事件ごとの報酬が支払われない場合の弁護費用の負担

運営主体と弁護士との間の契約に別段の定めがあるため、弁護人に対し、 事件ごとの報酬が支払われない場合、被告人等には事件ごとの報酬に相当 する金額を負担させるものとする。

4 弁護費用の予納命令

弁護人を選任する段階で、被疑者及び被告人に対し、弁護費用の予納を 命ずる制度を導入するものとする。

第6 公的弁護制度下での弁護活動の在り方

1 弁護士に対する指揮命令の制限

運営主体は、契約関係にある弁護士による個別弁護活動について、指揮命令できないものとする。

2 運営主体による契約関係に基づく措置(弁護士の身分等の保障)

運営主体において、契約により確保した弁護士に対し、契約関係に基づく措置(常勤弁護士に対する懲戒又はその他の弁護士に対する契約解除等)を講ずるには、公正中立性を確保するために設けられる機関(第7、2)の議決に基づかなければならないものとする。

3 運営主体による基準の策定

運営主体において、2の措置を講ずる際の基準となる業務規程を定める ものとする。

4 運営主体による刑事弁護全体の質の向上への取組

運営主体は、刑事弁護全体の質の向上に寄与するよう、刑事弁護に関して積極的にノウハウや情報を集積し、これを還元する業務を行うものとする。

第7 運営主体の在り方

1 組織形態

公正中立で、運営責任の明確性及び経営内容の透明性が図られ、かつ、 提供するサービスの質及び効率の向上を図る仕組みを備えた法人とする。 独立行政法人の枠組みに従いつつ、運営主体の行う業務が司法に密接に かかわるものであること等を踏まえた適切な組織形態とする。

2 機関

運営主体による業務の運営に関し、特に公正かつ中立な判断を確保する必要がある事項を審議するため、運営主体に、有識者等から成る機関を設けるものとする。例えば常勤弁護士及び契約弁護士に関する苦情の処理などについては、当該機関の議決に基づいて行うものとする。

3 業務内容

司法ネットの中核となる運営主体の業務の一環として、公的弁護に関する業務を位置付けるものとする。

4 弁護士会の協力

弁護士会は、運営主体の業務の運営に連携・協力するものとする。